

玉野市ごみ分別辞典広告掲載要領

(趣旨)

第1条 玉野市ごみ分別辞典(以下「分別辞典」という。)に掲載する広告の取扱いについては、玉野市広告掲載取扱要綱(平成30年玉野市告示第189号。以下「要綱」という。)及び玉野市広告掲載基準に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(広告の規格等)

第2条 広告を掲載することのできる広告枠の規格は、1枠当たり縦6センチメートル、横18.5センチメートルとする。

2 広告枠の位置は、分別辞典の裏表紙とし、縦4枠、横1枠の全4枠とする。

3 広告掲載を希望する者(以下「申込者」という。)に割り当てる広告枠は、申込者一人につき1枠とする。

(広告の掲載期間)

第3条 広告の掲載期間は、分別辞典に掲載したときから概ね2年間とする。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、広告枠1枠当たり185,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)とする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広報紙、市ホームページその他市の広報媒体を利用して行うものとする。

2 募集する広告は、市内に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人その他の団体の広告に限る。

(広告掲載の申込み)

第6条 申込者は、要綱第6条第1項に規定する玉野市広告掲載申込書及び市町村税の滞納がないことを証明する書類に、自己の負担により作成した広告原稿(画像データ)を添えて、市長の指定する期日までに提出しなければならない。

(掲載決定方法)

第7条 要綱第6条第2項の規定において掲載可となった広告の数が、第2条第2項に定める広告枠の数を超える場合には、抽選により掲載する広告を決定する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。